

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

様式第九号の二（第十条の六関係）

許可番号 第07630004184号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北九州市若松区久岐の浜1番9号

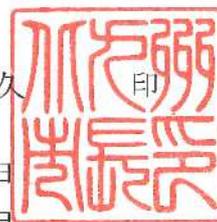
氏 名 ひびき灘開発 株式会社

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 田中 規雄

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 武 内 和 久



許 可 の 年 月 日 令和 4年 6月 20日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 11年 6月 19日

1 事業の範囲

事業の区分

最終処分業（埋立処分）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。）、鋳さい、がれき類、
家畜ふん尿、家畜の死体、ダスト類、政令第2条第13号廃棄物
以上16種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 元年	6月20日	新規許可	平成19年	6月20日	更新許可
平成 4年	6月20日	更新許可	平成24年	6月20日	更新許可
平成 9年	6月20日	更新許可	平成29年	6月20日	更新許可
平成14年	6月20日	更新許可	令和 4年	6月20日	更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

許可証確認用

別紙

複写及び他の使用目的は無効です

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：管理型最終処分場（3号地）

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、
がれき類、家畜ふん尿、家畜の死体、ダスト類、政令第2条第13号廃棄物
以上16種類

設置場所：北九州市若松区大字小竹1667番、1668番1、3008番4、3008番5、
及び3008番6並びに同区向洋町22番1地先の公有水面

設置年月日：令和3年3月29日（当初設置年月日：平成14年1月21日）

処理能力：埋立地面積 294, 202.18平方メートル
埋立地容量 4, 904, 592立方メートル

許可年月日：平成26年11月12日（当初許可年月日：平成9年12月19日）

許可番号：第297号

施設の種類：管理型構造最終処分場（公共：2区画）

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、
がれき類、家畜ふん尿、家畜の死体、ダスト類、政令第2条第13号廃棄物
以上16種類

設置場所：北九州市若松区大字小竹地先

設置年月日：平成10年10月1日

処理能力：埋立地面積 371, 000.00平方メートル
埋立地容量 4, 571, 000立方メートル

施設の種類：管理型最終処分場（JP：3号地）（令和5年4月1日 借受け許可）

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、
がれき類、ダスト類、政令第2条第13号廃棄物
以上10種類

設置場所：北九州市若松区柳崎町4番1地先及び
北九州市若松区柳崎町6番地先の公有水面

設置年月日：令和4年12月1日（当初設置年月日：平成12年8月31日）

処理能力：埋立地面積 809, 000平方メートル
埋立地容量 9, 488, 000立方メートル

許可年月日：令和4年9月30日（当初許可年月日：平成5年8月20日）

許可番号：第借255号

以下余白

